

増改築にともなう

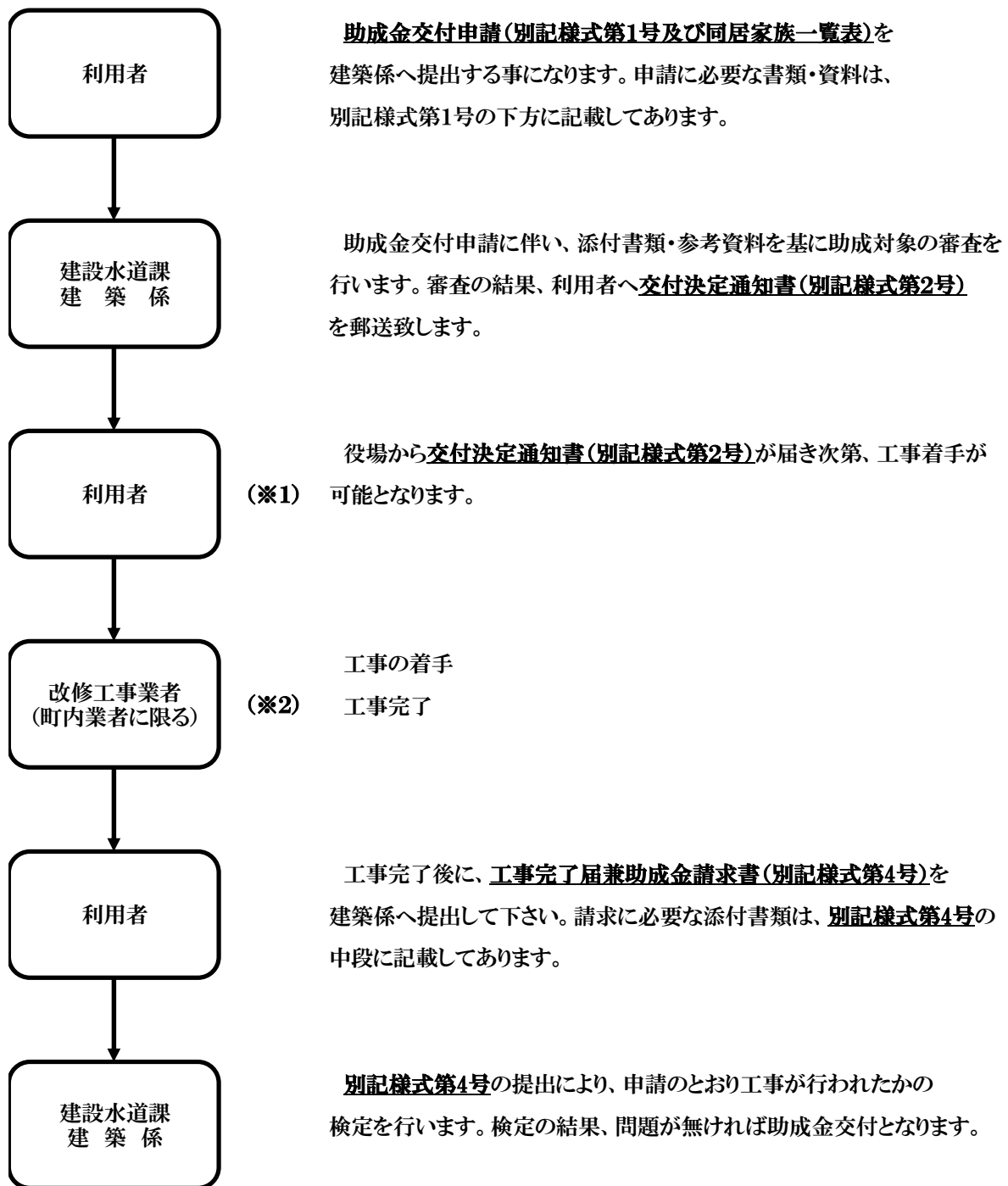
やさしい住まいづくり！！



美瑛町住環境整備費助成事業

建設水道課 建築係

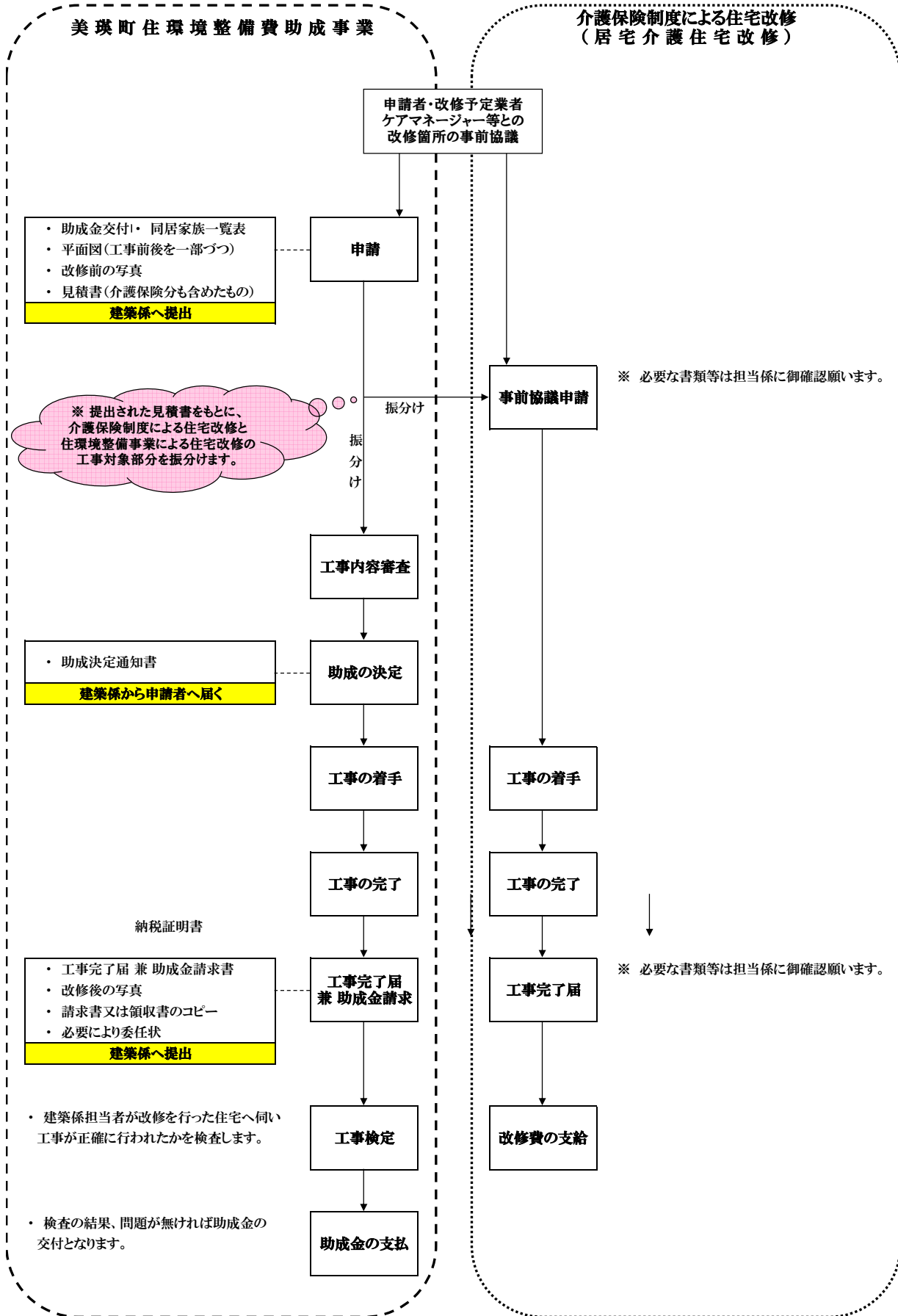
美瑛町住環境整備費助成事業の流れについて



※ 交付決定通知の受領後(※1)や改修工事中(※2)に工事内容変更が出た場合は、大至急、都市建設課 建築係へ連絡願います。連絡無く工事内容変更が行われた場合、検定で「申請工事内容と不一致」となり、助成金交付が受けられなくなりますので、十分御注意願います。

【 連絡先： 建設水道課 建築係 TEL92-4460 】

住環境整備事業改修と居宅介護住宅改修を併用する場合の流れ



美瑛町住環境整備費助成事業規則

(目的)

第1条 この規則は、既設住宅の段差解消等日常生活の支えとなる住環境の整備を町内業者の施工により行う者に対し、必要な経費を助成することにより、将来にわたって町民が快適で安心できる生活環境の向上と商工業の育成振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町 民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく、本町の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (2) 整 備 増築又は改築(維持補修的なものは除く。)をいう。
- (3) 町内業者 町内に本店を有する業者をいう。

(助成金対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の要件を備えている者でなければならない。

- (1) 本町に引き続き1年以上居住している者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 自らが所有し、居住する住宅の整備を行う者
- (4) 世帯全員の前年所得額の合計が800万円以下の者

(助成対象範囲)

第4条 助成金の交付対象となる整備は、その整備工事(以下「工事」という。)における助成対象額が10万円以上で、別表第1に定める工事を町内業者が施工したものとする。

- 2 助成金の交付を受けようとする者が、介護保険法(平成9年法律第123号)第45条に規定する居宅介護住宅改修費の被支給対象者に該当するときは、本事業と補助対象が重複してはならない。
- 3 助成金の交付を受けようとする者が、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条に規定する地域生活支援事業の日常生活用具等の被支給対象者に該当するときは、本事業と補助対象が重複してはならない。
- 4 再度、助成金の交付を受ける場合は、それまでの工事の範囲と重複しないものを対象とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表第2に定める。ただし、一申請につき34万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、住環境整備費助成金交付申請書(別記様式第1号)及び同居家族一覧表(別記様式第2号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 既存家屋の平面図及び整備計画図
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 納税証明書
- (4) 世帯全員の前年の所得が確認できる証明書(給与所得の源泉徴収票の写し及び所得証明書等)

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書について所定の審査を行い、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(工事の着手)

第8条 工事の着手は、前条の交付決定を受けた後に行うものとする。

(助成金交付決定の取止め)

第8条の2 助成金の交付決定を受けた者が、第6条の申請を取止める場合には、住環境整備費助成金交付決定取止め届出書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(工事の完了及び助成金の請求)

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、工事完了後、速やかに工事完了届兼助成金請求書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 町長は、工事完了届兼助成金請求書を受理した後、所定の審査を行い、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消)

第10条の2 町長は、工事完了届兼助成金請求書を受理した後、完了検査を行った結果、申請内容と工事が一致しない場合には、住環境整備費助成金交付決定取消通知書(別記様式第5号)により交付決定を取消することができる。

(不正利得等の返還)

第11条 町長は、助成金受給者が虚偽その他不正行為により助成金を受けたと認められた時は、その返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、美瑛町高齢者等住宅整備費助成事業規則によりした行為は、なお従前の例による。
- 3 美瑛町高齢者等住宅整備費助成事業規則(平成7年美瑛町規則第9号)は、廃止する。

附 則 (平成17年12月15日規則第30号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

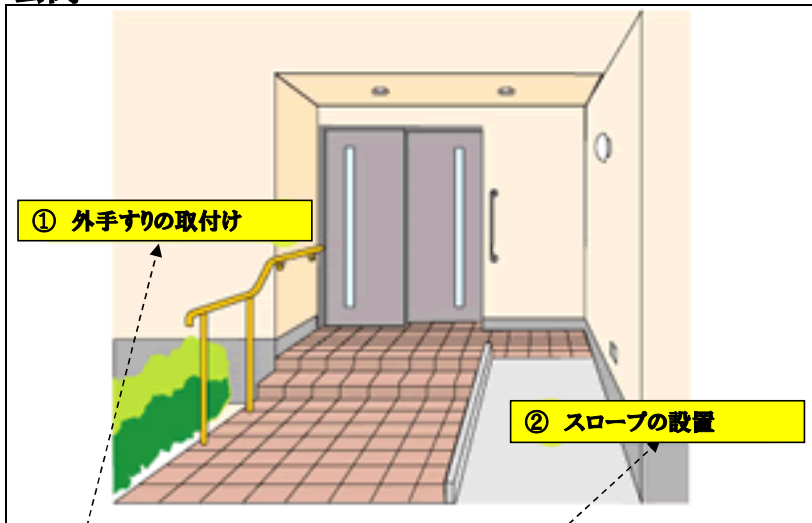
工 事 の 範 囲
1 段差の解消
2 出入口幅の確保(75cm以上)
3 手摺りの設置
4 和式便器から洋式便器(昇降機能付きの特殊便器を除く)への取替
5 エレベーター・階段昇降機等の設置
6 その他町長が認める工事

別表第2(第5条関係)

助成対象額	助成額	助成対象額	助成額
100,000 ~ 124,999	40,000	533,334 ~ 566,666	200,000
125,000 ~ 149,999	50,000	566,667 ~ 599,999	210,000
150,000 ~ 174,999	60,000	600,000 ~ 633,333	220,000
175,000 ~ 199,999	70,000	633,334 ~ 666,666	230,000
200,000 ~ 224,999	80,000	666,667 ~ 699,999	240,000
225,000 ~ 249,999	90,000	700,000 ~ 749,999	250,000
250,000 ~ 274,999	100,000	750,000 ~ 799,999	260,000
275,000 ~ 299,999	110,000	800,000 ~ 849,999	270,000
300,000 ~ 324,999	120,000	850,000 ~ 899,999	280,000
325,000 ~ 349,999	130,000	900,000 ~ 949,999	290,000
350,000 ~ 374,999	140,000	950,000 ~ 999,999	300,000
375,000 ~ 399,999	150,000	1,000,000 ~ 1,099,999	310,000
400,000 ~ 433,333	160,000	1,100,000 ~ 1,199,999	320,000
433,334 ~ 466,666	170,000	1,200,000 ~ 1,299,999	330,000
466,667 ~ 499,999	180,000	1,300,000 ~	340,000
500,000 ~ 533,333	190,000		

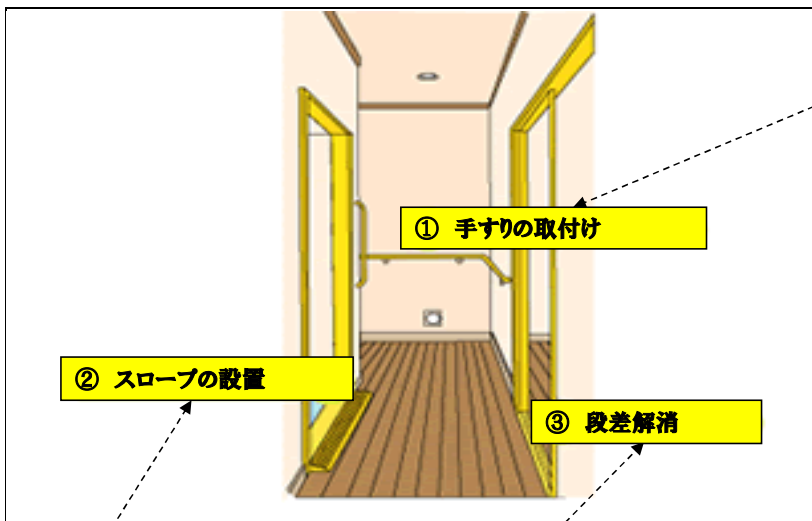
● 改修例（全て取外しが不可能な固定式に限る）

玄関



① 外手すりの取付け	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

② スロープの設置	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

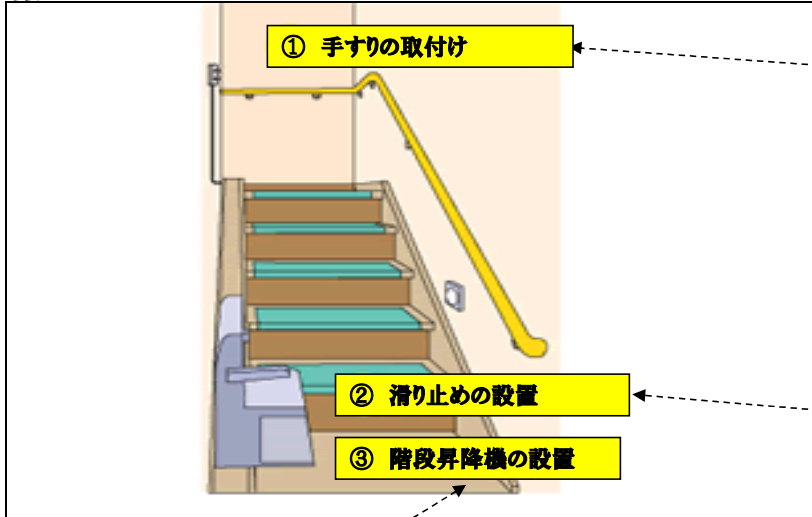


① 手すりの取付け	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

② スロープの設置	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

③ 段差解消	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

階段

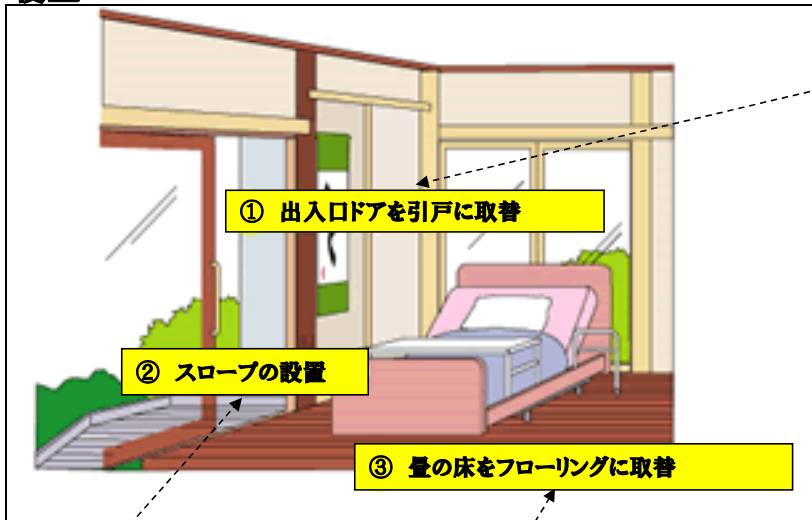


① 手すりの取付け	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

② 滑り止めの設置	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

③ 階段昇降機の設置	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

寝室

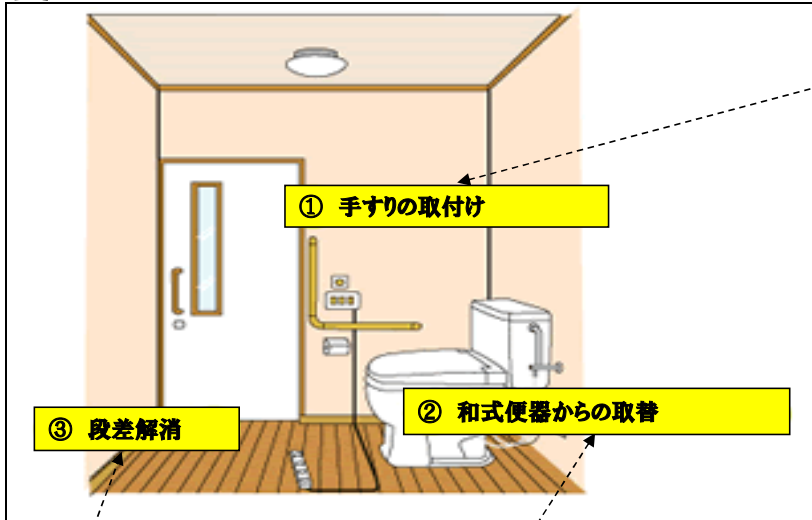


① 出入ロアを引戸に取替	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

② スロープの設置	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

③ 畳の床をフローリングに取替	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

トイレ

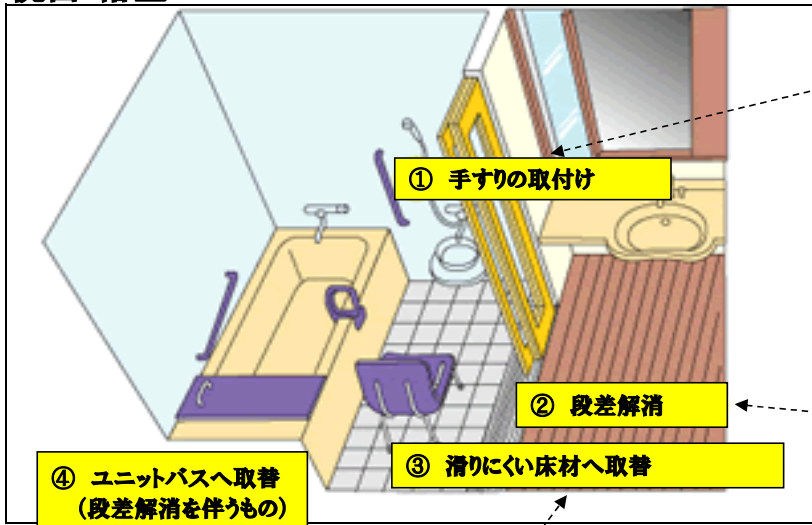


① 手すりの取付け	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

③ 段差解消	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

② 和式便器から洋式便器への取替	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

洗面・浴室



① 手すりの取付け	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

② 段差解消	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

④ ユニットバスへ取替	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

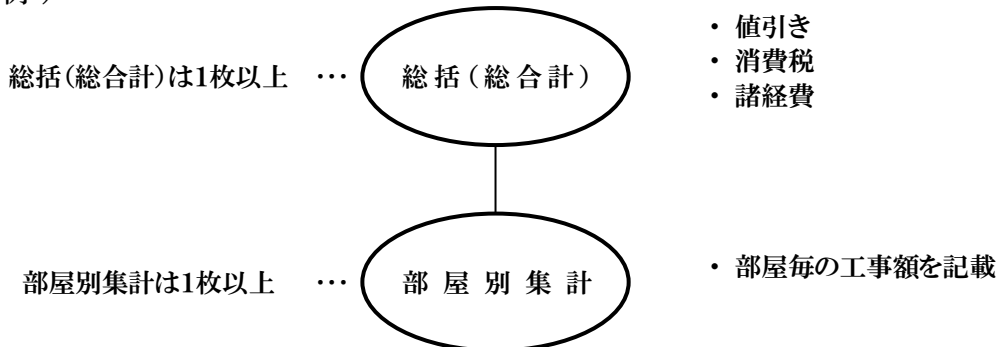
③ 滑りにくい床材へ取替	
介護保険 住宅改修	対象 ・ 対象外
障害者 自立支援法 住宅改修	対象 ・ 対象外
住環境整備	対象 ・ 対象外

住環境整備事業 工事施工業者の方へ

● 申請書に添付する工事見積書の作成について

(1) 工事見積書の様式に制限はありませんが、改修を行う部屋毎に内訳1枚ずつ作成願います。

(例)



- ※ 1 部屋別で1枚ずつの内訳を作成すること。
- 2 工事・材料項目は出来るだけ細分し、全て部屋別で算出すること。
尚、複数の部屋で共通する工事項目については、按分算出すること。

(2) 介護保険制度の住宅改修を併用される場合でも同様の記載で作成願います。

(3) 助成対象部分の算定ができないと助成額に影響する場合がありますので十分御注意願います。
納税証明書

(4) 工事進捗の過程で、工事内容に変更が生じた場合は、工事を中断し下記担当まで連絡願います。
変更に係る連絡を頂けなかった場合は、完了検査時に申請内容との不一致で助成金の交付が受けられなくなる場合がありますので、十分ご注意願います。

その他、工事見積書作成につきまして御不明な点がございましたら、

建設水道課 建築係(電話92-4460)までお問い合わせ願います。

助成金算定のために必要となるものですので、御協力願います。

年 月 日

美瑛町長 角 和 浩 幸 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____ (印)
 (TEL) 0166 - -

美瑛町住環境整備費助成金交付申請書

美瑛町住環境整備費助成事業規則第6条の規定に基づき、助成を受けたいので関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

整備する住宅の所在	美瑛町(字)
助成区分 (該当するものに○)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般 ・ 居宅介護住宅改修と併用(介護保険制度) ・ 日常生活用具等給付と併用(障害者自立支援法)
整備箇所及び理由	
工事見積額	円
施工業者名	
施工期間	(自) 年 月 日 から (至) 年 月 日 まで
助成実績の有無	・ 無 ・ 有 (年 月頃)
備考	

添付書類 ① 既存家屋の平面・整備計画図 ② 工事見積書(写) ③ 納税証明書
 ④ 世帯全員の前年所得が確認できる証明書(給与所得の源泉徴収票の写し及び所得証明書等) ⑤ 整備箇所の現況写真(デジタルカメラによる写真でも可)
 ⑥ 誓約書 ※③、④は同意欄により町で確認できる場合は不要

【所得額の照会に関する同意欄】
 住環境整備費助成金交付申請書に添付すべき町税及び所得が確認できる証明書にかえて、担当職員が課税台帳により世帯員の町税及び所得額を確認することに同意します。

住 所 _____
 氏 名 _____ (印)

同居家族一覧表

No.	氏名	続柄	年齢	前年の所得額	備考
1				※ 円	
	介護保険制度下の有無 要支援 () 要介護 ()	有・無	身体障害者手帳の有無 級 主な障害部位 ()	有・無	
2				※ 円	
	介護保険制度下の有無 要支援 () 要介護 ()	有・無	身体障害者手帳の有無 級 主な障害部位 ()	有・無	
3				※ 円	
	介護保険制度下の有無 要支援 () 要介護 ()	有・無	身体障害者手帳の有無 級 主な障害部位 ()	有・無	
4				※ 円	
	介護保険制度下の有無 要支援 () 要介護 ()	有・無	身体障害者手帳の有無 級 主な障害部位 ()	有・無	
5				※ 円	
	介護保険制度下の有無 要支援 () 要介護 ()	有・無	身体障害者手帳の有無 級 主な障害部位 ()	有・無	
6				※ 円	
	介護保険制度下の有無 要支援 () 要介護 ()	有・無	身体障害者手帳の有無 級 主な障害部位 ()	有・無	
7				※ 円	
	介護保険制度下の有無 要支援 () 要介護 ()	有・無	身体障害者手帳の有無 級 主な障害部位 ()	有・無	
※の欄は、建設水道課での記入欄 保健福祉課 確認者氏名 印					

年 月 日

美瑛町長 様

申請者 住所
氏名 印
(TEL) - -

工事完了届兼助成金請求書

年 月 日付 第 号において助成金交付決定通知を受けた

住環境整備費助成事業が完了したので、工事完了届兼助成金請求書を提出します。

記

- 1. 事業完了年月日 年 月 日
- 2. 助成金請求金額 金 円
- 3. 助成金交付決定額 金 円
- 4. 添付書類 ① 請求書又は領収書の写し
② 工事完成写真

※ 口座振込の場合は必ず下欄に口座振込先を御記入下さい。									
口座振込先	銀行 信用金庫 農協 信用組合	本店 支店 支所 出張所	1 普通預金 2 当座預金 3 その他 (
	口座番号 (右から記入)								←
	フリガナ (左から記入)								
	口座名義人 (")								

- ※ 1 口座振込の場合は、上記の金融機関への振込となります。
上記振込先が申請者以外の方の口座の場合は、別紙委任状を併せて提出してください。
なお、郵便局口座への振込は出来ませんので、御注意ください。
- 2 窓口払いの場合は、助成金受領の際に、上記に押印した印鑑が必要になります。

委 任 状

委 任 す る 方

住 所

(申 請 者)

氏 名

印

美瑛町住環境整備費助成金の受領を下記の者に委任致します。

委 任 さ れ る 方

住 所

(振込口座の名義人)

氏 名

誓 約 書

美瑛町住環境整備費助成金交付申請に当たり、国、北海道、美瑛町、その他公共団体からの補助金又は交付金等を当て改修改修工事を行わないことを誓約いたします。

年 月 日

美瑛町長 角 和 浩 幸 様

申請者 住所

氏名 印